

〈資料1〉

化学工業（株）における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

住友化学工業（株）と千葉県、袖ヶ浦市は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

（異常事態発生時の通報連絡）

第1条 住友化学工業（株）は次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、袖ヶ浦市のほか袖ヶ浦市消防本部、木更津警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- 1) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 2) 核燃料物質・核原料物質又は放射線同位元素が異常漏えいしたとき。
- 3) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超える恐れのある被ばくがあったとき。
- 4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- 5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- 6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- 7) 核燃料物質・核原料物質を輸送するとき。

（千葉県及び袖ヶ浦市への報告）

- 8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したとき。

(連絡方法)

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び袖ヶ浦市に報告する。

(協議会の設置)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別に連絡協議会を設置する。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書3通を作成し、住友化学工業(株)と千葉県、袖ヶ浦が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年1月31日

千葉県防災対策監 菅 谷 巖

袖ヶ浦市総務部長 和 田 勝 博

住友化学工業(株) 千葉工場

取締役工場長 荒 木 正 志

住友化学（株）（袖ヶ浦地区）における異常事態発生時の連絡系統

| | | | | |
|--------------------|---------------|--------------|------------|--------------|
| 住友化学（株） （袖ヶ浦地区） | 事故発生時の第1報 | | | |
| | 担当部署 | 第二環境保安課 | | |
| | 電話番号 | 0438-63-1212 | | |
| | FAX | 0438-62-4002 | | |
| | 他機関との連絡窓口 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 第二環境保安課 | 担当部署 | 第二防災警備課 |
| | 電話番号 | 0438-63-1212 | 電話番号 | 0438-63-1213 |
| | FAX | 0438-62-4002 | FAX | 0438-63-7430 |

※放射性物質事故以外の事項については、連絡窓口から通報

| | | | | |
|-----|---------------|--------------|------------|--------------|
| 千葉県 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防課 |
| | 電話番号 | 043-223-2175 | 電話番号 | 043-223-2178 |
| | FAX | 043-222-5208 | FAX | 043-222-5219 |

| | | | | |
|------|---------------|-------------------|------------|--------------|
| 袖ヶ浦市 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防本部指令室へ連絡 |
| | 電話番号 | 043-62-2111(内234) | 電話番号 | 0438-64-0119 |
| | FAX | 0438-62-5916 | FAX | 0438-62-9729 |

| | | | | |
|------|---------------|--------------------|------------|--------------|
| 警察関係 | 第1報は110番通報 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 木更津警察署警備課 | 担当部署 | 木更津警察署(当直) |
| | 電話番号 | 0438-22-0110(内461) | 電話番号 | 0438-22-0110 |
| | FAX | 0438-22-0110(内469) | FAX | 0438-23-7328 |

| | | | | |
|------|---------------|--------------|------------|-------------|
| 消防本部 | 緊急通報は119番 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 袖ヶ浦市消防本部指令室 | 担当部署 | 袖ヶ浦市消防本部指令室 |
| | 電話番号 | 0438-64-0119 | 電話番号 | 同左 |
| | FAX | 0438-62-9729 | FAX | 同左 |

(株) 第一ラジオアイソトープ研究所における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

(株) 第一ラジオアイソトープ研究所と千葉県、松尾町、山武郡市広域行政組合消防本部は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

(異常事態発生時の通報連絡)

第1条 (株) 第一ラジオアイソトープ研究所は次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、松尾町、山武郡市広域行政組合消防本部のほか成東警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- (1) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 核燃料物質・核原料物質又は放射線同位元素が異常漏えいしたとき。
- (3) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- (5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- (6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- (7) 核燃料物質等の輸送途上において、事故等との異常事態が発生したとき。
- (8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したときは、千葉県及び松尾町に報告する。

(連絡方法)

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び松尾町に報告する。

(協議会の設置)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別に連絡協議会を設置する。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書4通を作成し、(株)第一ラジオアイソトープ研究所、千葉県、松尾町、山武郡市広域行政組合消防本部が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年1月31日

千葉県防災対策監 菅 谷 巖

松尾町総務課長 渡 邊 伴 三

山武郡市広域行政組合

消防長 櫻 田 光 夫

(株)第一ラジオアイソトープ研究所

千葉地区管理部長 須 合 孝 彰

富士フイルムR I ファーマ株式会社における異常事態発生時の連絡系統

| | | | | |
|----------------|---------------|--------------|------------|--------------|
| 富士フイルムR I ファーマ | 事故発生時の第1報 | | | |
| | 担当部署 | 環境管理グループ | | |
| | 電話番号 | 0479-86-4721 | | |
| | FAX | 0479-86-5111 | | |
| | 他機関との連絡窓口 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 総務グループ | 担当部署 | 守衛所 |
| | 電話番号 | 0479-86-4721 | 電話番号 | 0479-86-4721 |
| | FAX | 0479-86-5111 | FAX | なし |

※放射性物質事故以外の事項については、連絡窓口から通報

| | | | | |
|------|---------------|--------------------|------------|--------------------|
| 千葉県 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防課 |
| | 電話番号 | 043-223-2175 | 電話番号 | 043-223-2178 |
| | FAX | 043-222-5208 | FAX | 043-222-5219 |
| 山武市 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 消防防災課 防災係 | 担当部署 | 警備員・日直 |
| | 電話番号 | 0475-80-1116 | 電話番号 | 0475-80-1111 |
| | FAX | 0475-82-2107 | FAX | 0475-82-2107 |
| 警察関係 | 第1報は110番通報 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 山武警察署警備課 | 担当部署 | 山武警察署 当直 |
| | 電話番号 | 0475-82-0110(内461) | 電話番号 | 0475-82-0110 |
| | FAX | 0475-82-0110(内469) | FAX | 0475-82-0110(内242) |
| | 緊急通報は119番 | | | |
| 消防本部 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 山武郡市広域 警防課 | 担当部署 | 山武郡市広域 指令課 |
| | 電話番号 | 0475-52-8752 | 電話番号 | 0475-52-4137 |
| | FAX | 0475-55-0131 | FAX | 0475-50-2501 |

(財) 日本分析センターにおける異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

(財) 日本分析センターと千葉県、千葉市は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

(異常事態発生時の通報連絡)

第1条 (財) 日本分析センターは次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、千葉市のほか千葉市消防局、千葉北警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- 1) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 2) 核燃料物質・核原料物質又は放射線同位元素が異常漏えいしたとき。
- 3) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- 5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- 6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- 7) 核燃料物質等の輸送するとき。

(千葉県及び千葉市への報告)

- 8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したとき。

(連絡方法)

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び千葉市に報告する。

(協議会の設置)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別に連絡協議会を設置する。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書3通を作成し、(財)日本分析センター、千葉県、千葉市が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年1月31日

千葉県防災対策監 菅 谷 巖

千葉市市民局

市民部長 秋 谷 正 樹

(財)日本分析センター

会 長 平 尾 泰 男

(財) 日本分析センターにおける異常事態発生時の連絡系統

| | | | | |
|--------------|---------------|------------------|------------|---------------|
| (財) 日本分析センター | 事故発生時の第1報 | | | |
| | 担当部署 | 総務部総務課 | | |
| | 電話番号 | 043-423-5325 | | |
| | FAX | 043-423-5372 | | |
| | 他機関との連絡窓口 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 企画・総務部 総務グループ | 担当部署 | 技術管理室長 |
| | 電話番号 | 043-423-5325 | 電話番号 | 080-2073-4260 |
| | FAX | 043-423-5372 | FAX | なし |

※放射性物質事故以外の事項については、連絡窓口から通報

| | | | | |
|-----|---------------|--------------|------------|--------------|
| 千葉県 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防課 |
| | 電話番号 | 043-223-2175 | 電話番号 | 043-223-2178 |
| | FAX | 043-222-5208 | FAX | 043-222-5219 |

| | | | | |
|-----|---------------|--------------|------------|--------------|
| 千葉市 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 危機管理課(警備員室) |
| | 電話番号 | 043-245-5151 | 電話番号 | 043-245-5500 |
| | FAX | 043-2455597 | FAX | 043-245-5597 |

| | | | | |
|------|---------------|--------------------|------------|--------------------|
| 警察関係 | 第1報は110番通報 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 千葉北警察署警備課 | 担当部署 | 千葉北警察署 当直 |
| | 電話番号 | 043-286-0110(内461) | 電話番号 | 043-286-0110 |
| | FAX | 043-286-0110(内469) | FAX | 043-286-0110(内213) |

| | | | | |
|--------|---------------|--------------|------------|--------------|
| 千葉県消防局 | 緊急通報は119番 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 警防部警防課 | 担当部署 | 警防部指令課 |
| | 電話番号 | 043-202-1653 | 電話番号 | 043-223-1831 |
| | FAX | 043-202-1654 | FAX | 043-202-1678 |

日本メジフィジックス（株）における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

日本メジフィジックス（株）と千葉県、袖ヶ浦市は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

（異常事態発生時の通報連絡）

第1条 日本メジフィジックス（株）は次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、袖ヶ浦市のほか袖ヶ浦市消防本部、木更津警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- 2) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 2) 核燃料物質・核原料物質又は放射線同位元素が異常漏えいしたとき。
- 4) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- 5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- 6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- 7) 核燃料物質等の輸送するとき。

（千葉県及び袖ヶ浦市への報告）

- 8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したとき。

（連絡方法）

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び袖ヶ浦市に報告する。

(協議会の設置)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別に連絡協議会を設置する。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書3通を作成し、日本メジフィジックス(株)、千葉県、袖ヶ浦市が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年1月31日

千葉県防災対策監 菅 谷 巖

袖ヶ浦市総務部長

和 田 勝 博

日本メジフィジックス(株)

工場長 高 橋 正 二

日本メジフィジックス（株）における異常事態発生時の連絡系統

| | | | | |
|---------------|---------------|-----------------|------------|------------------|
| 日本メジフィジックス（株） | 事故発生時の第1報 | | | |
| | 担当部署 | 環境技術G（放射線取扱主任者） | | |
| | 電話番号 | 0438-64-1608 | | |
| | FAX | 0438-63-3306 | | |
| | 他機関との連絡窓口 | | | |
| | 昼間の連絡先（勤務時間内） | | 夜間（休日）の連絡先 | |
| | 担当部署 | 総務G | 担当部署 | 総務G |
| | 電話番号 | 0438-63-4771 | 電話番号 | 同左/090-5335-8037 |
| | FAX | 0438-63-3306 | FAX | 0438-63-3306 |

※放射性物質事故以外の事項については、連絡窓口から通報

| | | | | |
|-----|---------------|--------------|------------|--------------|
| 千葉県 | 昼間の連絡先（勤務時間内） | | 夜間（休日）の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防課 |
| | 電話番号 | 043-223-2175 | 電話番号 | 043-223-2175 |
| | FAX | 043-222-5208 | FAX | 043-222-5208 |

| | | | | |
|------|---------------|--------------------|------------|--------------|
| 袖ヶ浦市 | 昼間の連絡先（勤務時間内） | | 夜間（休日）の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防本部指令室へ連絡 |
| | 電話番号 | 0438-62-2111（内433） | 電話番号 | 0438-64-0119 |
| | FAX | 0438-62-5916 | FAX | 0438-62-9729 |

| | | | | |
|------|---------------|--------------------|------------|--------------|
| 警察関係 | 第1報は110番通報 | | | |
| | 昼間の連絡先（勤務時間内） | | 夜間（休日）の連絡先 | |
| | 担当部署 | 木更津警察署警備課 | 担当部署 | 木更津警察署（当直） |
| | 電話番号 | 0438-22-0110（内461） | 電話番号 | 0438-22-0110 |
| | FAX | 0438-22-0110（内469） | FAX | 0438-23-7328 |

| | | | | |
|------|---------------|--------------|------------|-------------|
| 消防本部 | 緊急通報は119番 | | | |
| | 昼間の連絡先（勤務時間内） | | 夜間（休日）の連絡先 | |
| | 担当部署 | 袖ヶ浦市消防本部指令室 | 担当部署 | 袖ヶ浦市消防本部指令室 |
| | 電話番号 | 0438-64-0119 | 電話番号 | 同左 |
| | FAX | 0438-62-9729 | FAX | 同左 |

(株) 日立ディスプレイズにおける異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

(株) 日立ディスプレイズと千葉県、茂原市、長生郡市広域市町村圏組合消防本部は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

(異常事態発生時の通報連絡)

第1条 (株) 日立ディスプレイズは次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、茂原市、長生郡市広域市町村圏組合消防本部のほか茂原警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- 3) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 2) 核燃料物質・核原料物質又は放射線同位元素が異常漏えいしたとき。
- 5) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- 5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- 6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- 7) 核燃料物質等の輸送するとき。

(千葉県及び茂原市への報告)

- 8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したとき。

(連絡方法)

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び茂原市に報告する。

(協議会の設置)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別に連絡協議会を設置する。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書4通を作成し、(株)日立ディスプレイズ、千葉県、茂原市、長生郡市広域市町村圏組合消防本部が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年12月1日

千葉県防災対策監 篠崎 勝義

茂原市総務部長 加藤 喜朗

長生郡市広域市町村圏組合

消防長 白鳥 英世

(株)日立ディスプレイズ

総務部勤労課長 鈴木 博文

(株) ジャパンディスプレイイーストにおける異常事態発生時の連絡系統

| | | | | |
|--------------------|---------------|--------------|--------------|-----|
| (株) ジャパンディスプレイイースト | 事故発生時の第1報 | | | |
| | 担当部署 | 人事総務部総務課 | | |
| | 電話番号 | 0475-25-9187 | | |
| | FAX | 0475-25-8675 | | |
| | 他機関との連絡窓口 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 人事総務部総務課 | 担当部署 | 警備所 |
| 電話番号 | 0475-25-9187 | 電話番号 | 0475-25-9081 | |
| FAX | 0475-25-8675 | FAX | 0475-22-4422 | |

※放射性物質事故以外の事項については、連絡窓口から通報

| | | | | | |
|------|---------------|---------------|--------------|----------------------|--|
| 千葉県 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防課 | |
| | 電話番号 | 043-223-2175 | 電話番号 | 043-223-2175 | |
| | FAX | 043-222-5208 | FAX | 043-222-5208 | |
| 茂原市 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | | |
| | 担当部署 | 総務課防災対策室 | 担当部署 | 宿直 | |
| | 電話番号 | 0475-20-1519 | 電話番号 | 0475-23-2111/20-1566 | |
| | FAX | 0475-20-1602 | FAX | 0475-20-1608 | |
| 警察関係 | 第1報は110番通報 | | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | | |
| | 担当部署 | 茂原警察署警備課 | 担当部署 | 茂原警察署 | |
| | 電話番号 | 0475-22-0110 | 電話番号 | 0475-22-0110 | |
| | FAX | 0475-22-0110 | FAX | 0475-22-0110 | |
| | 消防本部 | 緊急通報は119番 | | | |
| | | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| 担当部署 | | 長生郡市広域 警防課 | 担当部署 | 長生郡市広域 通信指令課 | |
| 電話番号 | | 0475-24-0119 | 電話番号 | 0475-24-0119 | |
| FAX | 0475-24-1725 | FAX | 0475-25-8448 | | |

(株) 藤井製作所における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

(株) 藤井製作所と千葉県、白井町、印西地区消防組合消防本部は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

(異常事態発生時の通報連絡)

第1条 (株) 藤井製作所は次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、白井町、印西地区消防組合消防本部のほか印西警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- 4) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 2) 核燃料物質・核原料物質又は放射線同位元素が異常漏えいしたとき。
- 6) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- 5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- 6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- 7) 核燃料物質等の輸送するとき。

(千葉県及び白井町への報告)

- 8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したとき。

(連絡方法)

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリに

より連絡するものとする。

- 2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び白井町に報告する。

(協議会の設置)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別に連絡協議会を設置する。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書4通を作成し、(株)藤井製作所と千葉県、白井町、印西地区消防組合消防本部が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年1月31日

千葉県防災対策監 菅 谷 巖

白井町総務課長 中 村 良 雄

印西地区消防組合

消防長 西 永 昌 信

(株)藤井製作所

取締役社長 藤 井 隆

(株) 藤井製作所における異常事態発生時の連絡系統

| | | | | |
|-----------|---------------|--------------------|------------|--------------|
| (株) 藤井製作所 | 事故発生時の第1報 | | | |
| | 担当部署 | 技術部 井上 | | |
| | 電話番号 | 047-491-0241 (内57) | | |
| | FAX | 047-491-4290 | | |
| | 他機関との連絡窓口 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 技術部 清水 | 担当部署 | 守衛所・夜間勤務者 |
| | 電話番号 | 047-491-0244 | 電話番号 | 047-491-0241 |
| | FAX | 047-491-0247 | FAX | なし |

※放射性物質事故以外の事項については、連絡窓口から通報

| | | | | |
|------|---------------|--------------------|------------|--------------------|
| 千葉県 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防課 |
| | 電話番号 | 043-223-2175 | 電話番号 | 043-223-2175 |
| | FAX | 043-222-5208 | FAX | 043-222-5208 |
| 白井市 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 市民安全課消防防災班 | 担当部署 | 市民安全課当番携帯 |
| | 電話番号 | 047-492-1111 | 電話番号 | 090-4700-0641、0857 |
| | FAX | 047-491-3510 | FAX | 047-491-3510 |
| 警察関係 | 第1報は110番通報 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 印西警察署警備課 | 担当部署 | 印西警察署当直 |
| | 電話番号 | 0476-42-0110(内461) | 電話番号 | 0476-42-0110 |
| | FAX | 0476-42-0110(内463) | FAX | 0476-42-8341 |
| | 緊急通報は119番 | | | |
| 消防本部 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 印西地区消防組合警防課 | 担当部署 | 牧の原分署 |
| | 電話番号 | 0476-46-9962 | 電話番号 | 0476-46-9981 |
| | FAX | 0476-46-9914 | FAX | 0476-46-9986 |

独立行政法人放射線医学総合研究所における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

独立行政法人放射線医学総合研究所と千葉県、千葉市は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

(異常事態発生時の通報連絡)

第1条 独立行政法人放射線医学総合研究所は次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、千葉市のほか千葉市消防局、千葉北警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- 2) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 2) 核燃料物質・核原料物質又は放射線同位元素が異常漏洩したとき。
- 3) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超える恐れのある被ばくがあったとき。
- 4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- 5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- 6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- 7) 核燃料物質・核原料物質を輸送するとき。

(千葉県及び千葉市に報告)

- 8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したとき。

(連絡方法)

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリに

より連絡するものとする。

- 2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び千葉市に報告する。

(協議会の設置)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別に連絡協議会を設置する。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書3通を作成し、独立行政法人放射線医学総合研究所と千葉県、千葉市が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年4月2日

千葉県防災対策監 菅 谷 巖

千葉市市民局

市民部長 秋 谷 正 樹

独立行政法人放射線医学総合研究所

放射線防護・安全部

放射線安全課長 芳 田 典 幸

独立行政法人放射線医学総合研究所における異常事態発生時の連絡系統



※放射性物質関連の事項については、連絡窓口以外（放射線安全課）から通報する場合があります。

(財) 電力中央研究所我孫子地区における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

(財) 電力中央研究所我孫子地区と千葉県、我孫子市は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

(異常事態発生時の通報連絡)

第1条 (財) 電力中央研究所我孫子地区は次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、我孫子市のほか我孫子市消防本部、我孫子警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- 1) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 2) 核燃料物質・核原料物質又は放射性同位元素が異常漏えいしたとき。
- 3) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超える恐れのある被ばくがあったとき。
- 4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- 5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- 6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- 7) 核燃料物質等を輸送するとき。

(千葉県及び我孫子市に報告)

- 8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したとき。

(連絡方法)

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び我孫子市に報告する。

(協議会)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別途定める連絡協議会において協議を行うものとする。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書3通を作成し、(財)電力中央研究所我孫子地区、千葉県、我孫子市が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月15日

千葉県防災対策監

木村正利

我孫子市環境生活部長

中野洋

(財)電力中央研究所

我孫子運営センター

所長 佐藤秋生

(財) 電力中央研究所我孫子地区における異常事態発生時の連絡系統

| | | | | |
|--|---------------|--------------|------------|--------------|
| 電 中 研 我 孫 子 地 区 | 事故発生時の第1報 | | | |
| | 担当部署 | 我孫子運営センター | | |
| | 電話番号 | 04-7182-1181 | | |
| | FAX | 04-7184-1336 | | |
| | 他機関との連絡窓口 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 我孫子運営センター | 担当部署 | 我孫子 守衛所 |
| | 電話番号 | 04-7182-1181 | 電話番号 | 04-7182-1196 |
| | FAX | 047-491-0247 | FAX | 04-7184-1336 |

※放射性物質事故以外の事項については、連絡窓口から通報

| | | | | |
|--------------------------------------|---------------|----------------------|------------|----------------------|
| 千 葉 県 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 危機管理課 | 担当部署 | 消防課 |
| | 電話番号 | 043-223-2175 | 電話番号 | 043-223-2175 |
| | FAX | 043-222-5208 | FAX | 043-222-5208 |
| 我 孫 子 市 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 市民安全課危機管理担当 | 担当部署 | 守衛室 |
| | 電話番号 | 04-7185-1111 | 電話番号 | 04-7185-1111 |
| | FAX | 04-7185-5777 | FAX | — |
| 警 察 関 係 | 第1報は110番通報 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 我孫子警察署警備課 | 担当部署 | 我孫子警察署当直 |
| | 電話番号 | 04-7182-0110 (内) 461 | 電話番号 | 04-7182-0110 (内) 212 |
| | FAX | 04-7182-0110 (内) 462 | FAX | 04-7182-0155 |
| | 緊急通報は119番 | | | |
| 我 孫 子 市 消 防 本 部 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 警防課 | 担当部署 | 西消防署 受付 |
| | 電話番号 | 04-7181-7701 | 電話番号 | 04-7184-0119 |
| | FAX | 04-7184-0120 | FAX | 04-7184-0165 |

チッソ石油化学(株)五井製造所における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書

チッソ石油化学(株)五井製造所と千葉県、市原市は地域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し次のとおり協定する。

(異常事態発生時の通報連絡)

第1条 チッソ石油化学(株)五井製造所は次の事項のいずれかに該当したときは、協定を締結している千葉県、市原市のほか市原市消防局、市原警察署に、別記、通報連絡系統図に基づき、その都度通報するものとする。

- 1) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 2) 核燃料物質・核原料物質又は放射性同位元素が異常漏えいしたとき。
- 3) 放射線業務従事者について法令に定める線量当量限度を超え、又は超える恐れのある被ばくがあったとき。
- 4) 核燃料物質・核原料物質使用施設で重大な故障があったとき。
- 5) 放射線障害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。
- 6) 放射線管理区域内で火災があったとき。
- 7) 核燃料物質等を輸送するとき。

(千葉県及び市原市に報告)

- 8) 施設の運転等に起因して人の障害や火災等が発生し緊急車両を要請したとき。

(連絡方法)

第2条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、ただちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとする。

また、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに千葉県及び市原市に報告する。

(協議会)

第3条 放射性物質の総合的な防災対策の円滑な推進を図るため、別途定める連絡協議会において協議を行うものとする。

(変更)

第4条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めていない事項は、別途協議することとする。

この合意を証するため、本書3通を作成し、チッソ石油化学(株)五井製造所、千葉県、市原市が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年12月15日

千葉県防災対策監

木村正利

市原市長

佐久間隆義

チッソ石油化学(株)五井製造所

代表取締役専務

製造所長 森村浩久

J N C 石油化学(株)市原製造所における異常事態発生時の連絡系統

| | | | | |
|---------------|---------------|----------------------|--------------|----------------------|
| J N C 石油化学(株) | 事故発生時の第1報 | | | |
| | 担当部署 | 環境安全品質部 | | |
| | 電話番号 | 0436-23-1133 | | |
| | FAX | 0436-23-1143 | | |
| | 他機関との連絡窓口 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 環境安全品質部 | 担当部署 | 保安(消防センター) |
| | 電話番号 | 0436-23-1133 | 電話番号 | 0436-23-1132 |
| | FAX | 0436-23-1143 | FAX | 0436-21-6609 |
| | 千葉県 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 |
| 担当部署 | | 危機管理課 | 担当部署 | 消防課 |
| 電話番号 | | 043-223-2175 | 電話番号 | 043-223-2175 |
| FAX | | 043-222-5208 | FAX | 043-222-5208 |
| 市原市 | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 総務部防災課 | 担当部署 | 守衛室 |
| | 電話番号 | 0436-23-9823 | 電話番号 | 0436-22-1111 |
| | FAX | 0436-23-9556 | FAX | 0436-23-9556 |
| 警察関係 | 第1報は110番通報 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 市原警察署警備課 | 担当部署 | 市原警察署当直 |
| | 電話番号 | 0436-41-0110 (内) 461 | 電話番号 | 0436-41-0110 (内) 417 |
| | FAX | 0436-41-0110 (内) 469 | FAX | 0436-41-0110 (内) 419 |
| 市原市消防局 | 緊急通報は119番 | | | |
| | 昼間の連絡先(勤務時間内) | | 夜間(休日)の連絡先 | |
| | 担当部署 | 通信指令課 | 担当部署 | 通信指令課 |
| | 電話番号 | 0436-23-0119 | 電話番号 | 0436-23-0119 |
| FAX | 0436-21-6874 | FAX | 0436-21-6874 | |

※放射性物質関連の事項については、連絡窓口以外から通報